

入札説明書

令和8年札幌市告示第2523号に基づく入札等については、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成20年3月28日財政局理事決裁）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和8年6月25日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課役務契約担当（電話 011-211-2152）

メールアドレス：ekimukeiyaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称(全19件)

- ア さっぽろ天神山アートスタジオ清掃業務
- イ 動物愛護管理センター清掃業務
- ウ 羊丘児童会館等清掃業務
- エ 山本処理場及び山口処理場清掃業務
- オ 東部下水管理センター庁舎清掃業務
- カ 北消防署清掃業務
- キ 厚別南まちづくりセンター等清掃業務
- ク 東月寒まちづくりセンター清掃業務
- ケ 石山まちづくりセンター等清掃業務
- コ 豊平・南清掃事務所清掃業務
- サ 処理場管理事務所清掃業務
- シ 発寒破碎工場清掃業務
- ス 新川水再生プラザ清掃業務
- セ 白石消防署等庁舎清掃業務
- ソ はっさむ地区センター庁舎等清掃業務
- タ 西区土木センター庁舎清掃業務
- チ 太平百合が原まちづくりセンター等清掃業務
- ツ 清田中央総合会館清掃業務
- テ 東区土木センター庁舎清掃業務

(2) 調達案件の仕様、履行場所等

仕様書による。なお、仕様書は札幌市のホームページ内の「入札契約案件情報-財政局管財部-集約対象役務分」からダウンロードできる。

(3) 履行期間

上記(1)に掲げる案件ごとにそれぞれ次のとおりとする。ただし、本調達は、地方自

治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することができる。

- ・アの案件：令和8年10月1日から令和10年3月31日まで(18カ月)
- ・ア以外の案件：令和8年10月1日から令和11年9月30日まで(36カ月)

(4) 入札方法

上記(1)に掲げる案件ごとにそれぞれ月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 電子契約サービスの利用

本告示案件は、電子契約サービスの利用対象となっている。

電子契約サービスは、記名押印による契約書の作成に代わり、クラウドシステム上にアップロードした契約書データに電子署名を施すことで、契約を締結する仕組みである。

電子契約サービスを利用する場合は、「電子契約利用同意書」を提出する必要があるため、6(4)に基づき提出すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)(以下「入札参加資格者名簿」という。)において、業種が「建物清掃業」に登録されており、かつ、上記3(1)に掲げる案件ごとに、それぞれ次の等級区分に該当する者であること。

【等級区分】

- ・アからケまでの案件：B又はC
- ・コからタまでの案件：A又はB
- ・チからテまでの案件：等級問わず。ただし、チ及びツの案件にあっては、市有施設維持管理業務委託契約に係る運用方針第12項(2)の規定に基づく経過措置(今回限りの運用)として、Aを加えるものであることに留意すること。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。(詳細は別記1参照)

ア 資本関係

(ア) 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下、単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(7) 入札参加資格者名簿において、本店所在地が札幌市内として登録されている者で、かつ、その本店(札幌市内の事業部門等を含む。)において次の要件を充たしている者であること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号に基づく建築物清掃業、又は第8号に基づく建築物環境衛生総合管理業の登録(有効期間の更新手続き中のものを含む。)を、かつ、その登録の有効期間内に以下5(2)の入札書提出期限日が含まれている者であること。

イ 社会保険適用事業所及び労働保険加入事業所である証として、入札告示日前後に

納付期限が到来する次に掲げる保険料の区分に応じそれぞれ納付証書等(写)を提出できること。なお、対象となる納付証書(領収書等)は、通常の納付サイクルに基づく納期内納付のものに限る。

(ア) 被用者(健康、厚生年金、介護)保険料：直近3カ月分の納付証書(領収書等)

(イ) 労働(労災及び雇用)保険料：全期分(分割納付の場合直近3期分)の納付証書(領収書等)

(8) 本公告に示した清掃業務の遂行に関する賠償責任保険(参加者が請負う清掃業務すべてが補償対象となるものに限る。)に加入していること。ただし、次に該当するものを除く。

ア 個別業務のみを補償対象とした損害賠償責任保険

イ 入札告示日以降に新規に加入した損害賠償責任保険(更新を除く。)

(9) 入札告示日を起点とした過去5年間において、対象案件ごとに、仕様書に掲げる日常清掃対象延床面積(建物外部を除く)の7割以上の建物清掃業務の履行実績を1年以上(受託者の指揮命令下のもと従事者が週1回以上の頻度で当該業務を行うものに限る。)有すること。

(10) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合であって、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)等の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(7)から(9)に定める資格について次のとおりとする。

ア (7)ア、(8)及び(9)にあっては、当該組合又は所在地が札幌市内であるすべての組合員のいずれか

イ (7)イにあっては、所在地が札幌市内であるすべての組合員

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記2の場所で交付するほか、上記3(1)に掲げる案件ごと、札幌市のホームページ内の「入札契約案件情報-財政局管財部-集約対象役務分」からダウンロードできる。

(2) 入札書の提出期限

上記3(1)に掲げる案件ごとにそれぞれ次のとおりとする。

・アからクまでの案件(計8件)

令和8年7月22日(水) 16時00分(送付による場合は必着)

・ケからテまでの案件(計11件)

令和8年7月28日(火) 16時00分(送付による場合は必着)

(3) 開札の日時及び場所

上記3(1)に掲げる案件ごとに、それぞれ次のとおりとする。

ア 開札日時

・アの案件：令和8年7月24日(金) 9時30分

・イの案件：令和8年7月24日(金) 9時50分

・ウの案件：令和8年7月24日(金) 10時10分

・エの案件：令和8年7月24日(金) 10時30分

- ・オの案件：令和8年7月24日(金) 10時50分
- ・カの案件：令和8年7月24日(金) 11時10分
- ・キの案件：令和8年7月24日(金) 11時30分
- ・クの案件：令和8年7月24日(金) 11時50分
- ・ケの案件：令和8年7月30日(木) 9時30分
- ・コの案件：令和8年7月30日(木) 9時50分
- ・サの案件：令和8年7月30日(木) 10時20分
- ・シの案件：令和8年7月30日(木) 10時50分
- ・スの案件：令和8年7月30日(木) 11時20分
- ・セの案件：令和8年7月30日(木) 11時50分
- ・ソの案件：令和8年7月31日(金) 9時30分
- ・タの案件：令和8年7月31日(金) 10時00分
- ・チの案件：令和8年7月31日(金) 10時30分
- ・ツの案件：令和8年7月31日(金) 11時00分
- ・テの案件：令和8年7月31日(金) 11時30分

上記開札時間は、あくまでも想定時間であり、状況によっては時間を繰上げて開札を行う場合がある。

イ 開札場所：上記3(1)に掲げるすべて案件を次の場所にて行う。

札幌市役所本庁舎14階北側入札室(札幌市中央区北1条西2丁目)

(4) 入札書の提出方法

入札書は、別紙1の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年7月〇〇日（〇）〇時〇分開札〔役務の名称〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに上記(2)に掲げる提出期限までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は、上記アに基づき作成した封書（入札書）を、更に封筒に入れ（二重封筒とすること。）、外封に「令和8年7月〇〇日（〇）〇時〇分開札〔役務の名称〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに上記(2)に掲げる提出期限までに送付しなければならない。

なお、FAX、電子メールその他の方法による提出は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入し押印（外国人の署名を含む。）のうえ、委任状（別紙2）とともに提出すること。

オ 入札者又はその代理人は、本調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

カ 本告示案件については、入札に関する一切の権限の委任について、一括して行うことができるものとする。

(5) 入札保証金 免除

(6) 入札の無効

- ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成15年9月10日管財部長決裁）第8項各号の一に該当する入札は無効とする。
- イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類（別記2「入札参加資格審査資料の提出について」参照）の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。
- ウ 上記5(2)に定める入札書の提出期限以後、落札者の決定までの間に上記4の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(8) 開札

- ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙2）を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、最低制限価格を設定している場合に、これを下回った入札をした者は、再度の入札に参加できない。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 落札者の決定

(1) 最低制限価格の設定

札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領（平成24年1月11日財政局理事決裁）に基づき最低制限価格を設定する。（別記3「建物清掃警備等業務における最低制限価格等の算定」参照）

(2) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえに定める審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査するため、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。）に、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（別記2「入札参加資格審査資料の提出について」参照）を提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出ること。なお、差出人アドレスは入札参加資格者名簿に登録されている見積依頼用メールアドレスを使用すること。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ 入札が無効となった者の取扱い

上記ウ又はエに基づき入札が無効となった者は、上記5(8)オに掲げる再度の入札に参加できないものとする。

(3) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期限内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金を納付せず、又はこれに代わる担保を提供しなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件が欠けていたとき。

(4) 電子契約サービス利用同意書の提出

電子契約サービスを利用する場合にあっては、札幌市のホームページ内の「電子契約の手続き方法(集約対象役務分)」又は次のURLから、「電子契約利用同意書」をダウンロードのうえ、上記(2)ウの審査書類とともに提出すること。

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/denshikeiyaku/denshikeiyaku_ekimu.html

7 契約締結

(1) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が休日の場合は翌開庁日）までに、契約金額を一年間に換算した額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(2) 契約書の作成

ア 契約書(紙面)による場合

(ア) 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、下記(3)イの契約締結期限までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

(イ) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

(ウ) 上記(イ)の場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

(エ) 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

イ 電子契約サービスを利用する場合

(ア) 契約の相手方（落札者）が決定したときは、電子契約利用同意書に記載された担当者①のメールアドレスあてに、クラウドサインからメールが送信される（担当者の設定がない場合、契約締結権者宛てに送信される）。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

(イ) 受信メールに記載のURLへアクセスし、クラウドサイン上で契約書類を確認し、同意する。

(ウ) (イ)の同意後、電子契約利用同意書に記載の担当者②、契約締結権限者あてに順次メールが送信されるため、同様にクラウドサイン上で契約書類を確認のうえ、同意すること。なお、メール送信最終者の契約締結権限者にあっては、次の(3)イの契約締結期限までに確認、同意をすること。

(エ) 契約の相手方(落札者)側の承認がすべて完了した後、札幌市側の契約承認者が

契約書類を最終確認のうえ同意することにより、電子署名済みのPDF契約書を添付した契約締結完了メールが契約の相手方に届く。

なお、契約書のデータはクラウドサイン上に保管される。

電子契約に関する詳細やフロー図については、札幌市のホームページ内の「電子契約の手続き方法(集約対象役務分)」を参照すること。

(3) 契約条項及び契約締結期限

ア 契約条項

別紙3のとおり

イ 契約締結期限

原則として、落札者の決定を通知した日の翌日（休日を除く）から起算して5開庁日までとする。なお、別途指定した期日がある場合はその期日とする。

期限内に契約を締結できない場合は、上記6(3)アに基づき落札決定を取り消すことがある。なお、落札決定を取り消した場合、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

※上記(1)により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供を行う場合は、「落札者の決定を通知した日」を、「契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供を行った日」と読み替える。

8 その他

(1) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

次のとおり、質問書を書面又は電子メールにより提出すること。なお、FAXによる提出は認めない。なお、質問書は札幌市のホームページ内に掲載している「質問書様式」を使用すること。

ア 提出期限

上記3(1)の案件すべて：令和8年7月13日(月)17時00分(送付による場合は必着)

イ 提出先

(ア) 持参又は送付の場合：上記2と同じ

(イ) 電子メールの場合

次のメールアドレスあてに送信すること。なお、メールの件名を「〇〇清掃業務の質問について」とすること。

メールアドレス：ekimukeiyaku@city.sapporo.jp

ウ 回答書の閲覧

令和8年7月16日(木)までに、適宜、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、札幌市のホームページ内の「入札契約案件情報-財政局管財部-集約対象役務分」からダウンロードできる。

(2) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札書等の提出後これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(3) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに申出書（別紙4）を提出しなければならない。

(4) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（休日を除く。）に、次のとおり書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ 提出方法

持参又は送付（電子メール可。送信方法は上記6(2)ウの後段を参照）

(5) 積算について

別記4「清掃業務の委託料の積算について」参照。